

第2次舞鶴市文化振興基本計画 (素案)

舞鶴市

令和5年4月

目次

第1章 はじめに.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	6
4 計画の対象とする文化の領域.....	6
第2章 文化の振興とあり方.....	7
1 舞鶴市の文化・現状と課題.....	7
2 文化のあり方と文化振興の主体.....	10
第3章 舞鶴市の文化振興の理念.....	15
1 文化振興条例の目的と基本理念.....	15
2 文化振興の理念.....	16
3 文化振興の柱.....	17
第4章 文化振興の基本方向と施策.....	19
1 文化振興の基本方向と施策.....	19
(1) 文化に参加する（文化活動への参加、鑑賞、発表など）.....	20
(2) 文化をつくる（作品づくり、人づくり）.....	21
(3) 文化でつながる（交流、連携、情報発信など）.....	22
(4) 文化を育てる・支えるしくみをつくる.....	23
(5) まちづくりに文化を活かす（美しく活力に満ちた都市の創造）.....	24
(6) 舞鶴らしい文化を発信する（地域資源を継承し育むなど）.....	25
2 文化振興にあたって重点的に取り組む項目.....	26
第5章 計画の進行管理.....	29
1 計画の推進.....	29
2 計画の進行管理.....	29
資料編	30
1 舞鶴市文化振興条例.....	31
2 舞鶴市文化振興審議会委員名簿.....	36
3 第2次舞鶴市文化振興基本計画策定経過.....	37

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

今日の社会においては、経済的な豊かさが、必ずしも心の豊かさをもたらすものではなく、心豊かな質の高い生活を送るためには、文化の力が必要です。

文化は、人々の暮らしに潤いや喜びをもたらし、時には生きる力を与えてくれるとともに、豊かな感性を育み、新たな創造を育むものです。

また、この土地で生まれ、育まれ、受け継がれてきた文化は、ふるさとへの誇りや郷土愛を醸成し、これら文化を活かしたまちづくりを進めることにより、個性豊かな魅力あるまち、賑わいのある元気なまちを創造することができます。

このように、今後のまちづくりにおいて、文化は大きな役割を果たすものであり、行政のみならず、企業や民間団体、そして、市民一人ひとりが文化を支える担い手となって、文化の振興を図っていくことが大切です。

このため、平成25（2013）年3月に、本市の文化振興の方向性を示す文化振興基本指針を策定し、この指針に基づき、平成28（2016）年4月に舞鶴市文化振興条例を施行、条例の規定により、平成29（2017）年6月に舞鶴市文化振興基本計画を策定し、総合的な文化振興施策の推進に取り組んできました。

このたび基本指針策定から10年が経過し、計画で定める期間を終了することから、引き続き計画的に文化振興施策を推進するため、第2次舞鶴市文化振興基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

平成31（2019）年4月施行の「第7次舞鶴市総合計画」では、都市像として「ひと・まちが輝く 未来創造・港湾都市 MA I Z U R U」を、また、基本理念として「次代を担う若者や子どもたちに夢と希望を お年寄りには感謝を ～誰もが心豊かに暮らせるまちを目指して～」を掲げています。

総合計画の具体的施策である実行計画におけるまちづくり戦略では、「心豊かに暮らせるまちづくり」において、「生涯を通じて健幸（健康・幸福）で文化的なまち」として、歴史文化遺産の活用の推進、価値の再発見、次世代への継承、魅力の発信と、舞鶴市文化振興基本計画に基づく市民文化の振興の取組と文化芸術創造都市への取組推進を、また、「活力あるまちづくり」において、「海・港を活かした魅力あふれるまち」として、舞鶴ゆかりの地域資源を活かしたまちづくりの推進を盛り込んでいます。

そして、第7次舞鶴市総合計画をベースに令和2（2020）年に策定した「第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「ITを活用した心が通う便利で心豊かな田舎暮らし」の実現に向け、心の豊かさや生きがいを充足できる機会の創出を推し進めていくこととしています。

一方、国においては、文化芸術を観光、まちづくり、福祉などの各分野と連携させ、活用していくこと等を趣旨とした「文化芸術基本法」の改正が平成29（2017）年6月に施行されました。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24（2012）年6月施行）では、劇場や音楽ホール等の位置づけが明確にされるとともに、国及び自治体は劇場や音楽ホール等を取り巻く環境の整備等を進めることが規定されています。

平成30（2018）年6月には、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

また、平成31（2019）年4月には、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、「文化財保護法」が改正されました。

さらに、令和2（2020）年5月、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されました。

「文化芸術基本法」第7条の2には「文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条には「基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されています。

「第2次舞鶴市文化振興基本計画」は、これら条文に基づく計画として位置づけ、総合計画等と整合を図りながら、本市の文化行政施策について、より具体的な取組等を明らかにするものです。

「第7次舞鶴市総合計画」（平成31年4月施行）

都市像『ひと・まちが輝く 未来創造・港湾都市 MAIZURU』

実行計画

第1章 心豊かに暮らせるまちづくり

第4節 生涯を通じて健幸（健康・幸福）で文化的なまち

第1項 歴史文化遺産の活用によるまちづくり

第2項 文化を楽しみ創造するまちづくり

第3章 活力あるまちづくり

第1節 海・港を活かした魅力あふれるまち

第2項 魅力をひきだす観光まちづくりの推進

3 計画期間

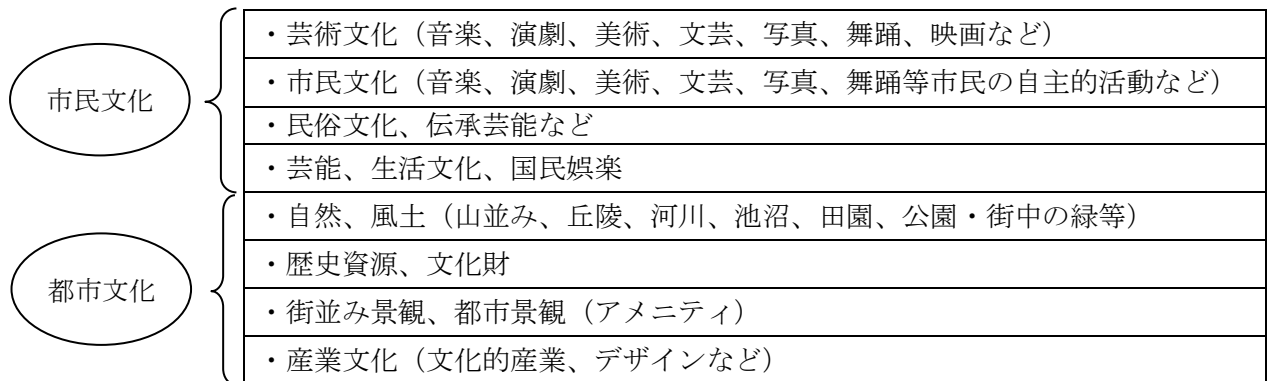
計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度の8年間とします。

現行の総合計画の計画期間が終了する令和8（2026）年度に中間評価を行い、必要に応じて改訂を行うことで計画の実施に努めます。

4 計画の対象とする文化の領域

《文化のジャンル》

この計画においては、文化振興の対象を大きく市民文化と都市文化に分け、文化芸術基本法において示されている活動分野を参考にして、舞鶴市の実情を反映した領域を設定します。



第2章 文化の振興とあり方

1 舞鶴市の文化・現状と課題

(1) 現状

舞鶴市は、古来日本海航路の拠点であったこともあり、文化的な資源（特に歴史的資源）が豊かなまちです。港町の歴史が育む独特の開放的かつもてなしのこころを育んできました。景観面では、海・山・川など豊かな自然に恵まれており、東地区では、赤れんが建造物に見られる美しい近代化遺産が保全され、西地区は城下町として発展し、その風情を感じることができるまち並みが残り、舞鶴らしい風景をつくっています。また、市民による文化活動も活発で、文化協会に加入する多様な文化団体の他にも、新しく文化をプロデュースする動きも見られるようになってきています。

また、長年にわたり市民と行政が協力しながら、地域資源や文化・芸術を活かした個性あるまちづくりを進める活動が認められ、平成 24（2012）年に文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞、平成 27（2015）年 10 月に舞鶴引揚記念館の収蔵資料が、世界的にも重要性を持ち、広く世界の人々が共有すべき資料として「ユネスコ世界記憶遺産」に登録、平成 28（2016）年 4 月に旧海軍の拠点である鎮守府が置かれた歴史を持つ旧軍港四市が、「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」として文化庁の「日本遺産」に認定、平成 29（2017）年 12 月には日本イコモス国内委員会の「日本の 20 世紀遺産 20 選」に「舞鶴の海軍施設と都市計画」が選定されるなど、本市の歴史文化資源を活かしたまちづくりを進めています。

さらに、令和 3（2021）年 7 月には、歴史文化遺産の保存・活用に地域社会総がかりで取り組み、ふるさとに対する誇りと愛着を醸成するため、歴史文化を活かしたまちづくりのためのアクションプランとして歴史文化の側面から各施策の推進を支える「舞鶴市文化財保存活用地域計画」を策定しました。

□歴史資源

- ・ 太古の海からつながる舞鶴帯に起因する山や谷の環境に適応した、多様性の高い自然を育んできた。
- ・ 大陸との文化交流を根底に、特徴的な漁業集落の景観、祭礼・民俗行事、海産物や加工品など古代から現代へと続く豊かな海の恵みを余すことなく活かし、拓いてきた。
- ・ 各地域に残る寺社仏閣の建築、美術工芸品、祭礼芸能、地藏盆・虫送り等の年中行事、里の豊かな農産物と食文化など、山と里の信仰と交流が連綿と続いている。
- ・ 田辺城、高野川沿いの商家群、芸屋台などの町衆文化など、近世の陸と海の交流から生まれ花開いた城下町と里が現在のまちづくりの土台をつくっている。
- ・ 日本の近代を支え、現代まで継承されてきた近代化遺産や海軍ゆかりの食文化が織り成す物語が残っている。

- ・ 第2次世界大戦後、海外に残された多くの日本人引揚者を受け入れ、大陸で苦労を重ねた同胞を温かく迎え入れ、戦争の悲惨さと平和への祈りを今日に伝えている。

□文化活動（鑑賞と創造）

- ・ 舞鶴市文化協会が、毎年市との共催により、総合文化祭を開催している。また、文化の見本市を市と共催するなど、文化体験などにより文化の裾野の拡大に努めている。
- ・ 総合文化会館は、文化の発信・創造の面で大きな役割を果たしている。
- ・ 比較的設備の整ったホールを活用した質の高い演劇・音楽、古典芸能などを開催し、鑑賞の機会を市民に提供するとともに、*アウトリーチ活動や人材育成にも努めている。
- ・ 吹奏楽、和太鼓、合唱など音楽活動が、市民団体によって活発に行われている。
- ・ 市が実施するロビーコンサートやアートスタート事業、図書館ふれあい事業など、市民への定着度が高い事業が多くある。
- ・ 市において、年度ごとに趣向を凝らした事業、周年事業なども展開し、文化に出会う機会を創出している。

□文化環境（施設等）

- ・ 総合文化会館をはじめ、公民館、図書館などの各施設は、広く市民文化活動や芸術鑑賞の場として活用されている。
- ・ 赤れんが倉庫群など都市の歴史が生みだしてきた資産を活かして、文化創造の場を形成している。

（2）課題

市民の文化活動においては、文化体験やアウトリーチ活動により裾野を広げていく努力がなされていますが、今まで以上に市民が文化に関わる場面を増やし、さまざまな形で参画できるようにすることが必要です。とりわけ、文化に触れる機会の少ない人（子ども、子育て中の親、障害者、社会的に不利な立場にいる人など）が、文化に接することを保障される社会の実現が期待されます。文化への興味・関心をあまり持たない人へも届くような、文化情報発信の充実も必要です。

また、文化の担い手の減少、次世代の育成が非常に重要な課題となっており、次世代を育成するための指導者や専門家の養成、アートマネジメント・コーディネートのできる人材の育成が求められています。それぞれの文化団体が単独で活動するだけでなく、異分野の団体ともつながりをつくって相互に研鑽し合うことにより、新たな文化の創造も期待されます。

文化活動の主役である市民が主体的に活動し、文化を牽引できるよう支援するための事業施策が求められています。また、条例や計画に基づいた取組の重要性を、行政を含む多様な主体が認識し、事業を展開していく必要があります。

まちづくりに文化の視点を活かすことは、まちの魅力を育むうえでとても大切であるため、市民と行政が役割を確認し、また協働により進める必要があります。今後も地域住民自らが地域の文化を見直し、魅力や価値を発見する中で次世代へ引き継ぐきっかけとなるよ

う働きかけ、地域資源や文化・芸術を活かした個性あるまちづくりを進める文化芸術創造活動が期待されます。

なお、近年のコロナ禍における文化活動は、非常に厳しい状況にあり、複数の事業が中止または規模縮小等を強いられました。今後はビヨンドコロナに向け、オンライン等新しい手法を用いながら、継続した実施を目指す必要があります。そのためには、開催者だけでなく鑑賞等により文化に参加する者の意識改革も重要となってきます。

*アウトリーチ活動：劇場や博物館、美術館等に出かけられない人のために、地域や学校などにアーティストが出かけ、現地で文化芸術を演じたりすること。文化芸術の出前。

2 文化のあり方と文化振興の主体

(1) 文化芸術の特徴と理念

①権利としての文化（文化権）（文化振興条例第3条2項）

世界人権宣言(昭和23(1948)年)においては、「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。」(第27条, 1)とあり、国際人権規約(昭和51(1976)年発効)には、「文化的生活に参加する権利」(第15条a)が定められています。一方、日本国憲法では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(第25条)とあり、さらに文化芸術基本法(平成13(2001)年)では、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」(第2条3)とあります。

権利としての文化（文化権）には、人間の精神的活動の自由（思想および表現の自由、学習の自由、学問の自由、信教の自由など）を保障する自由権的側面と、文化的な生活（生存）を社会として支えていくという側面とがあり、これら両者が合わさって文化権を構成しています。

これらの文化権を実現していくためには、人々の学習（練習）する権利、創造し表現する権利、交流しコミュニケーションする権利、文化の成果を保存し継承していく権利が確立されなければならない、これらを育む環境を社会が整える必要があることを意味し、社会として文化芸術を支援する根拠となります。

文化権は、知る権利、適切な教育を受ける権利、美しいまちをつくる権利、まちづくりに参加する権利など市民の基本的権利とも深く関わっています。

②先駆性、前衛性、変革性

文化、特に芸術は、その本質として、先駆性（新しい感性や考え方に形を与える）、前衛性（意識や感性が既成の枠を超えていく）、変革性（これまでの社会や自分を変えるきっかけとなる）を持っています。こうした特質は、社会に新しい風を吹き込み、イノベーションをもたらす原動力になります。

③美における多様性

文化芸術活動においてはさまざまな表現がなされますが、そこには常に「美」を感じさせるものがあります。言いかえれば、人間の崇高さ、美しさを表現するという最終目標があって、その過程で多様・多彩な表現が追求されます。この「美」が、人々の共感を呼び覚ますのです。

④文化芸術の普遍性

文化芸術は人間の本質に基づいているため、誰にでも理解できるという普遍性を志向します。しかし、どのような表現もいきなり普遍性を持つのではなく、地域あるいは一人ひとりの個人の生き方に根ざしたものが最も幅広い普遍性を持ちます。地に足の着いた創造（表現）が本物の文化となります。

⑤アームスレングスの原則

アームスレングスの原則とは、文化や芸術に関して、政府は「支援はするが口出しはしない」という原則で、今では国際的に確立されています。これは、政府と芸術文化団体・芸術家の間に一定の距離（アームスレングス）を保ち、文化芸術活動への政治的な恣意性を排除しようという考えです。この原則を適用すれば、文化芸術は政府によって（予算や補助金等）表現内容を規制されることなく、自由な発想を以て創造を行うことができるため、多彩かつ質の高い成果を得られます。創造活動の内容については、長いスパンで市民に評価されるべきです。

本市にこの原則をあてはめると、本市で展開される文化芸術活動は、人々に感動と生きがいを与え、まちの活性化と都市の魅力を増大させるため公共性があると考えられ、行政による支援の対象となります。しかし、行政は、文化芸術活動の表現内容には口を出すべきではありません。

⑥文化協働

現在、行政を含む多様な主体が協力・連携しながら適切な役割分担のもと社会を運営し、あるいは社会的課題に取り組むという「新しい公共」の考え方が広がっています。これは、共通の目標に向かって、多様な主体が対等の関係でそれぞれが持っている力を発揮することによって、より大きな成果を生み出すための仕組みである「協働」と深く関わっています。文化振興（文化のまちづくり）においても、市民団体や創造団体と行政、企業等が新たな協働関係をつくることによって、それぞれの持つ資源を有効に活用し、よりよい成果をあげることができると考えられます。

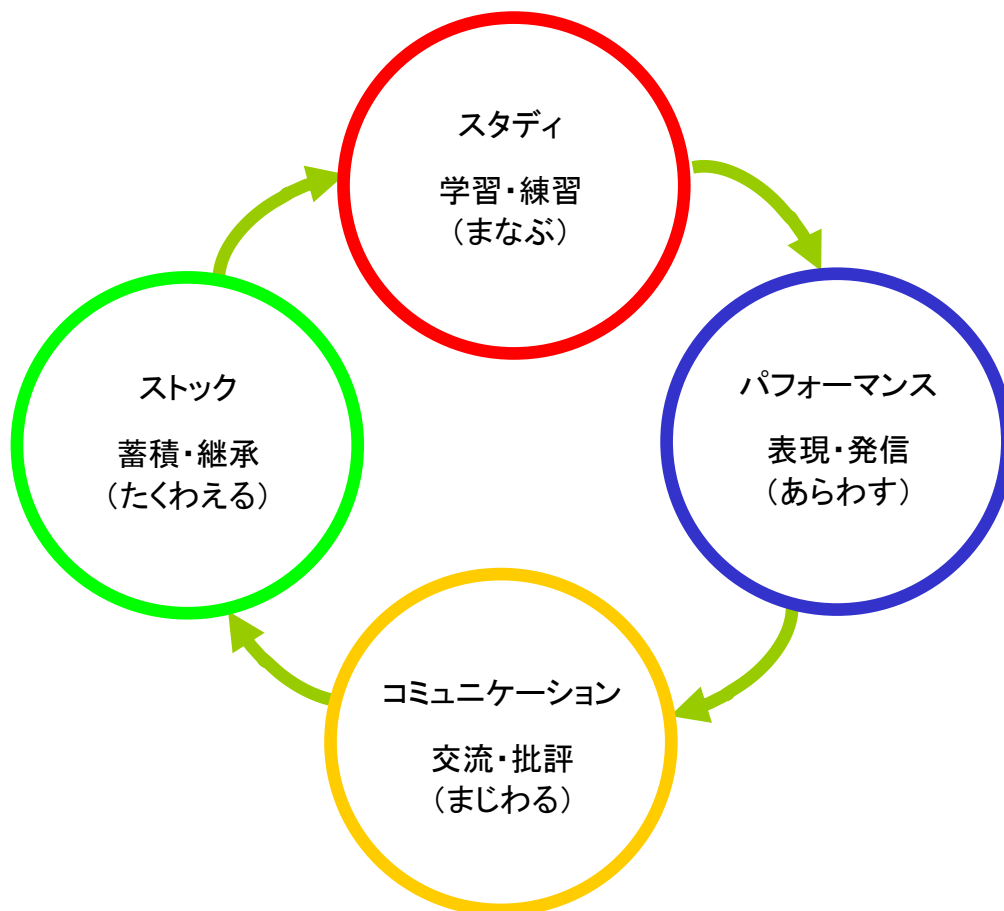
⑦文化のサイクル

文化活動には、次のような4つのステージ（段階）があり、次々にステージを変え、サイクルを描きながら継続的に向上していきと言われますが、それぞれのステージにあった振興策があります。例えば、学習・練習段階にあるグループに対しては、練習の場を提供することによりステップアップを後押しし、その成果を表現・発表するステージに繋いでいけます。また、表現・発表段階にあるグループに対しては、相互に交流し合い、評価（批評）し合う場やメディアを提供することによって表現・発表をふりかえり、更なるステップアップを誘発する施策が考えられます。このように「計画」では、常に次のステージへ飛躍するための仕組み作りを目指します。

■文化のサイクル

学習・練習	まなぶ	スタディ	学ぶ・育つ・変わる（技が高まる）
表現・発信	あらわす	パフォーマンス	語りかける・伝える（人が繋がる）
交流・批評	まじわる	コミュニケーション	語りあう・出会う（支えあう）
蓄積・継承	たくわえる	ストック	伝統をつくる、継承する

「文化のサイクル」のイメージ



(2) 文化の主体

市民文化の主体はもちろん市民（市民文化団体）ですが、文化としての都市づくりには行政の役割が大きく、市民との協働が欠かせません。市民とは、一人ひとりの市民はもちろん、文化活動団体、創造団体（芸術家）、文化を支える個人及び団体、文化に参加し支える学校、企業・事業者も含まれます。文化振興にあたっての市民は、舞鶴市の住民だけでなく、舞鶴を訪れる人、買い物に来る人、観光客、通勤者、通学者、舞鶴に来演する人、舞鶴出身者、過去に住んだことのある人、舞鶴ファンなども含めて考えるべきです。

また、文化の主体として、市民文化領域はもとより都市文化領域においても大きな役割を果たすのが文化プロデューサーです。それぞれの文化活動をネットワークし、組み合わせ、発表の場やコラボレーションの機会を提供し、文化的イベントを企画・実行し、活動者と市民、行政をつなぎ、予想を上回る成果を生み出すことが期待されます。

文化の主体の特徴を市民文化領域と都市文化領域にわけて整理すると次のようになります。

■文化の主体の特徴

主 体	市民文化領域	都市文化領域
市民（市民、文化団体）	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動の担い手 文化芸術活動の鑑賞 “評判”による評価 伝統芸能、祭礼等の保存・継承 地域を知り、誇りを持つ 	<ul style="list-style-type: none"> 美しい景観づくりへの参加 自宅等の景観に配慮 まちの魅力を発信 文化産業との協働 にぎわいの創生
企業・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 企業として市民文化活動に参画 文化芸術活動支援（*企業メセナ） 地域の伝統芸能、祭礼等に参加 	<ul style="list-style-type: none"> 文化の産業化（デザイン、コンテンツ、プロモーション、出版、メディア、旅行・観光事業等） 商品、サービスに文化的な要素を付加 事業所等の景観に配慮
行政	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づいた文化振興の取組 文化芸術活動の奨励・育成・基盤づくり 文化芸術作品の公演・展示 文化団体等のネットワークの形成 公共文化施設の整備・管理運営 文化芸術教育の推進（子ども等への） 生涯学習、ふるさと学習の充実 文化財（有形・無形）の保全と継承 	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づいた文化のまちづくり 美しい都市とするための仕組み、制度づくり まちの魅力を発信 文化関連産業との協働 地域資源を活用したまちづくり 文化財（有形・無形）の保全と継承 自然環境の保全 行政の組織や業務を文化の視点から見直す

*企業メセナ：企業が資金等を提供して文化芸術活動を支援すること。

(3) 文化振興にあたっての留意点

文化振興にあたっての留意点を、市民と行政それぞれについて示します。

市民	<ul style="list-style-type: none">●市民文化の主体は市民である。(文化振興条例第3条)●文化活動は、自発的、自主的、自律的に行うべきで、表現・活動の自由を尊ぶ。●文化活動は、他者に語り、訴えかける開かれたコミュニケーションであるので、文化は人同士を結びつける。●文化活動は、常に高いところを目指すため、適切な競い合いが必要である。●活動を更に高めるためには、批評・評判が必要である。●優れたものに接する機会は、質の向上につながる。●文化には、伝統を守らなければならないものと、既成の殻を打ち破らなければならないものがあり、どちらも大切である。●文化は、人の生きがいとなる。●文化は、時代を批判し、先取りする「異端」であることもあり、これを受けとめる寛容性も重要である。●生涯にわたり学習する姿勢をもつことが大切である。●本来、文化活動は身銭を切ってやるべきことである。
行政	<ul style="list-style-type: none">●条例の推進及び基本計画に基づく文化の基盤を整える。●都市の文化(市民文化、都市文化)は、都市の魅力であり、活力の源泉であるので、公的なものと位置づける必要がある。●文化活動が自発的に生まれ、発展していく環境を整えるべきである。●文化芸術活動には、必要な(適切な)支援を行うが、活動内容には原則干渉しない(アームスレングスの原則)。(11頁参照)●文化政策を、総合的都市政策としてとらえる必要がある。●文化振興の要は人づくりであるので、焦らずじっくりと取り組む必要がある。●文化振興施策の進捗を市民の参加のもとに評価・検証し、必要に応じて見直していく。

第3章 舞鶴市の文化振興の理念

1 文化振興条例の目的と基本理念

舞鶴市文化振興条例においては、目的と基本理念を以下のように定めています。

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する市の基本的施策を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって市民一人一人の心豊かな生活及び魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化活動の主体である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

2 文化振興の理念

この計画は、舞鶴市の文化振興について、その理念と方向を示すもので、「文化を活かしたまちづくり」について市民、行政が共有するためのものです。

よって、市の豊かな自然環境や文化資源を、まちづくりに活かし、一人ひとりの市民が、文化芸術を通して人生を豊かにし、“住み続けたいまち”、“訪れたいまち”にしていくための方向を示しています。

「文化のまちづくり」を進めていく中で、「文化を視点とした舞鶴らしさ」が形成され、舞鶴の魅力として発信していくこともできます。

そして、「文化のまちづくり」を通して、市民みんなが舞鶴を知り、舞鶴に誇りや愛着を感じることができるよう、市民が主体となって生き生きと活躍できる環境づくりを進めるため、計画において舞鶴市の文化振興の理念を次のように定めます。

舞鶴市の文化振興の理念

すべての市民が文化を楽しみ、創造できるまち 舞鶴

まちを誇りに思い、愛着が感じられる文化都市 舞鶴

なお、文化を楽しむことは、時に人生を支え、生きる糧ともなります。文化を楽しむこと、文化芸術を創造し、享受することは、人々の生まれながらの権利とされています。

3 文化振興の柱

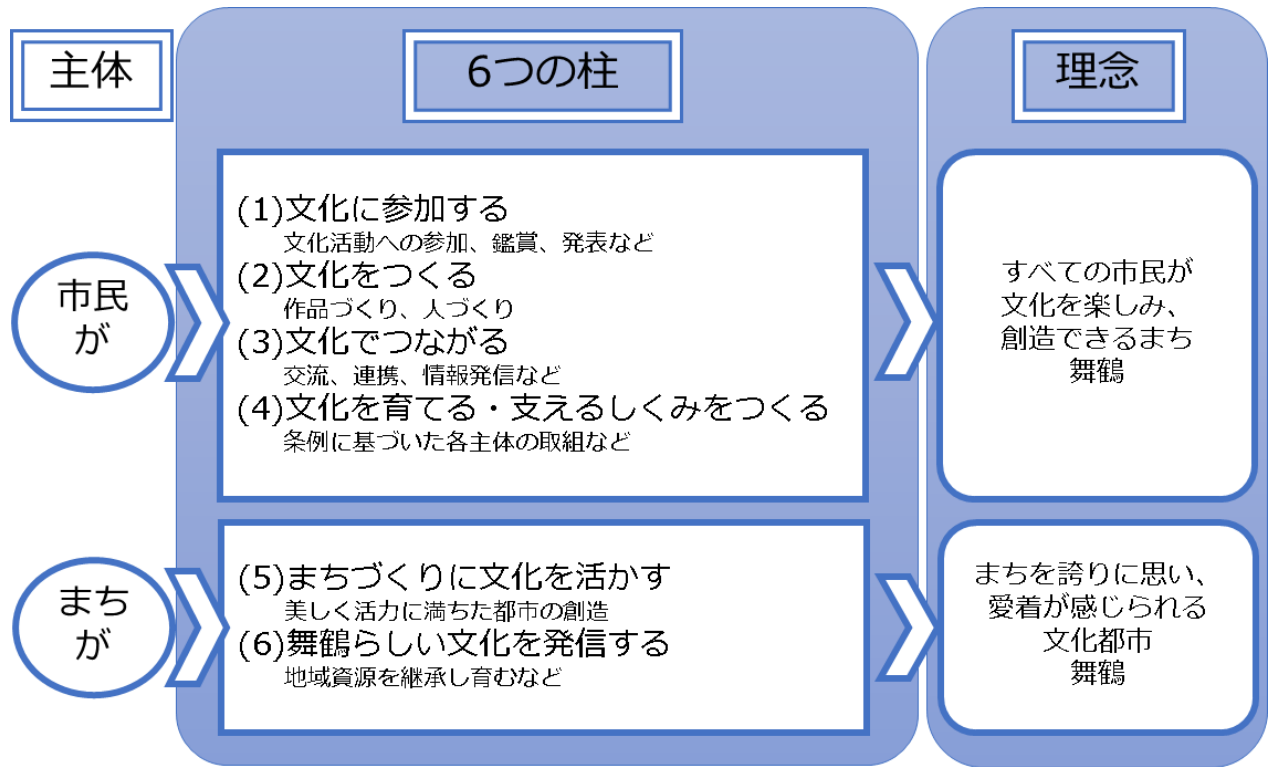
舞鶴市の文化振興の理念を受けて、文化振興の柱を次のように定めます。理念と柱は図1のように対応しています。

舞鶴市の文化振興の6つの柱

- (1) 文化に参加する（文化活動への参加、鑑賞、発表など）
- (2) 文化をつくる（作品づくり、人づくり）
- (3) 文化でつながる（交流、連携、情報発信など）
- (4) 文化を育てる・支えるしくみをつくる（条例に基づいた各主体の取組など）
- (5) まちづくりに文化を活かす（美しく活力に満ちた都市の創造）
- (6) 舞鶴らしい文化を発信する（地域資源を継承し育むなど）

文化振興の理念を実現するために、6つの柱により計画を定め、舞鶴市の文化振興に取り組みます。

図1 文化振興の理念と柱の関係



第4章 文化振興の基本方向と施策

1 文化振興の基本方向と施策

舞鶴市の文化振興の理念と6つの柱に基づき、文化振興の施策の方向は以下のように整理されます。この「方向」は、平成23年度の「文化のまちづくりワークショップ」及び平成24(2012)年度の「舞鶴市文化振興基本指針策定懇話会」における検討から導き出したものであり、令和4(2022)年度に「次期舞鶴市文化振興基本計画策定に係るワークショップ」において再確認したものです。

(担い手=主体)

それぞれの施策の方向の主な担い手は次の3者を想定しましたが、これは担い手を限定するものではありません。多様な主体が参画・協働することが望まれます。

■文化振興施策の担い手(主体)

〔民 協 市〕	市民：市民が中心に進めるもの(個人、文化団体、事業者を含む)
	協働：市民と行政が対等な立場で相互に補完及び協力して進めるもの
	舞鶴市：行政が中心に進めるもの(市民参加を原則とする)

〔◎ ○ △〕	◎：主たる担い手(主導者)
	○：協力して分担する
	△：主導的ではないが参加する

担い手の類型は目安であって、固定するものではありません。担い手の基礎となるのは市民一人ひとりです。また、協働が基本となります。

(実施・実現時期)

それぞれの施策の実施・実現時期を次の分類としましたが、これはおおよその目安で、状況により変わる可能性があります。また、市民が早期に取り組みれば、短期間で実現できるものもあります。

■文化振興施策の実施・実現時期

〔短 中 長〕	短期：早期に実施すべきもの、おおむね2年以内に実施・実現すべきもの
	中期：おおむね3年～5年の間に実施・実現すべきもの
	長期：おおむね5年～10年の間に実施・実現すべきもの、継続的な取り組みが必要なもの

実施・実現時期の分類は目標であって、施策の内容により柔軟に考えることとします。

(1) 文化に参加する（文化活動への参加、鑑賞、発表など）

文化は、生活にメリハリを付け、感性を養い、多様な考え方を見せてくれます。人は、文化に触れることによって、さまざまな生き方を知ると同時に、自分自身を他者の眼に写しだすことにもつながります。

文化への権利は、世界人権宣言（昭和 23（1948）年）や国際人権規約（A 規約、昭和 51（1976）年発行）で国際的にも確立されており、文化に参加し、文化を創造し、鑑賞する等の活動をする自由が保障されています。

市民が、とりわけ文化に触れる機会の少ない人（子ども、子育て中の親、障害者、社会的に不利な立場にいる人など）が、文化と関わる場を増やし、さまざまな形で文化に参加できるようにし、誰もが文化に接することを保障される社会を目指します。

特に、幼い頃からの読書や本物の文化に触れることで豊かな感受性を育む子どもには、さまざまな機会を通して文化芸術に触れる機会をつくります。また、障害者については、障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備が必要です。

生涯にわたって学び、表現し、コミュニケーションし、継承するという文化のサイクルの各段階に参加することで、文化活動は自分のものとなり、活動が活発化します。

まずは、文化との出会いをつくること。文化振興はそこから始まります。

施策の方向（取組み例）	主体			時期
	民	協	市	
・舞台芸術、展覧会など文化芸術の鑑賞の機会をつくろう。	◎	○	◎	短
・いろんな文化に出会う機会を広げよう（文化の出前講座、アウトリーチ活動、街角アートスポット、看板・ちらし、包装紙のデザイン）。	◎	◎	○	短
・子ども、障害者、高齢者、外国人などすべての人が文化に出会う機会をつくろう。	◎	◎	◎	短
・図書館に子どもたちを呼び込もう。	○	○	◎	短
・文化団体・サークルに加入し、文化芸術活動に参加しよう。	◎	△	△	短
・文化について学ぼう（ワークショップ、講座への参加など）。	◎	○	△	短
・出版しよう（新聞、本、雑誌、タウン紙、マップ等）。	◎	△	△	中
・文化施設の運営等に参加しよう。	◎	◎	◎	短
・文化を楽しもう（観る、聴く、参加する、評判を語る、関心を持つ）。	◎	△	△	短

(2) 文化をつくる（作品づくり、人づくり）

市民は、文化芸術活動の中で、稽古や練習の末に新たなステージに辿り着くこともあれば、いろいろな人と交流することで新しく視界が開けることもあります。

こういう経験を積み重ねて市民文化は成熟します。これらは、市民が文化を創造する営みといえるでしょう。

文化を創造する場や環境を整えることは、市民の文化力を引き出すことにつながります。

創作、表現、批評、練習、文化芸術活動のプロデュース、そしてそれらを鑑賞し応援することなどの創造活動に市民が参加しやすい環境づくりを進めるとともに、文化イベントの企画・実行などのプロデュースを中心となって担える文化プロデューサーやアートマネジャーの育成に取り組みます。また、市民の創作活動を支援する取組を進めます。

文化芸術をとおして多種多様な世界の存在を感じることで、自らにとって新しいもの、異質なものへの寛容の精神、他者への歓待の精神につながり、文化芸術により美への感受性を養うことができます。アーティストが身近に居ることも、アーティストの創作活動を身近に見聞きし、距離が近くなり、交流が深まることにより、アート自体への理解が深まり、また、アーティストを応援する感覚も芽生えることから、市民文化の成熟には有効です。

また、文化芸術活動を地域に根付かせ、多彩な展開を図るための担い手（個人、団体）を育てるために、指導者や専門家の養成を支援するほか、子どもたちが文化芸術に親しみ、参加する機会をつくり、心豊かに成長できる環境づくりを進めます。

施策の方向（取組み例）	主体			時期
	民	協	市	
・練習し、稽古し、研鑽しよう。	◎	△	△	短
・文化芸術を学ぶ機会を提供しよう（講座、ワークショップなど）。	◎	○	◎	短
・創造活動の敷居を低くしよう（アート体験、初心者講習会の開催など）。	◎	○	◎	短
・イベントを文化表現の場として活用しよう。	◎	◎	○	短
・優れた作品を顕彰しよう。	○	△	◎	中
・アーティストに舞鶴に住んでもらおう。	○	◎	○	長
・多様な表現に出会い、感じ、理解を進めよう。	◎	△	△	中
・文化団体は担い手を積極的に育てよう。	◎	△	△	中
・文化を自分たちでプロデュースしよう（企画から上演・展示まで）。	◎	△	○	短
・練習の場・発表の場をつくろう（文化施設、駅、商店街、空き家・空き施設、喫茶店、広場、路上等あらゆるところを舞台に）。	◎	○	○	中
・子どもたちに伝統芸能・民俗行事を伝承していこう。	◎	◎	○	中
・プロフェッショナルをめざす人材を応援しよう（奨学金、派遣・留学制度）。	◎	◎	◎	中
・アートマネジャー、文化プロデューサーを育てよう（職業として成り立つようにする）。	◎	○	◎	中

(3) 文化でつながる（交流、連携、情報発信など）

文化芸術について語り合うことは、知識の習得や自分自身の感性を磨くことに役立ちます。市民が集い交流できる場所を設け、文化芸術について盛んに語り合い、様々な情報を発信することで、個人と個人、団体同士が次第につながっていきます。顔と顔を合わせて会話できる場所、ネット上で交流できる場所、舞台と客席というシチュエーション、それらは多様であればあるほど人々の語らいは豊かになるに違いありません。文化は、市民同士のネットワークを広げていきます。

文化団体は、文化芸術仲間が集まり、文化の創造や鑑賞、そして相互に研鑽し合う場となり、また、市民が文化芸術とふれあう機会をつくるなど大きな役割を果たしています。また、文化団体には、異分野であっても連携・協力し合うほか、市内だけでなく全国的なネットワークを形成し、研鑽や交流の場となるなど、今後さらに活発な活動が期待されます。

本市の文化の振興を図るためには、さまざまな団体や機関が連携して取り組むことが有効であり、必要なプラットフォームやネットワークの構築に努めます。

施策の方向（取組み例）	主体			時期
	民	協	市	
・誰もが集える文化を語り合える場や機会をつくろう。	◎	△	△	短
・誰もが文化情報を発信・受信しやすい環境を整えよう（情報紙やインターネット、動画やSNSの活用など）。	◎	○	◎	中
・総合文化会館、図書館や資料館などの施設を活用して、まちや文化に関する情報をストックし、発信しよう。	◎	◎	◎	中
・文化情報をまとめた文化便利帳や、子どもも楽しめるまちの図鑑や教科書を作成しよう。	◎	◎	○	短
・文化団体相互の連携を強化しよう。	◎	△	△	短
・文化団体と、福祉、産業、環境、まちづくり、子育て、教育など異分野の団体（企業・事業者を含む）と連携しよう。	◎	△	△	中
・文化団体と市民の交流機会を設けよう。	◎	△	△	短
・行政は大学や諸々の公的機関、企業・事業者（公共交通機関を含む）との連携を図ろう。	○	○	◎	中
・市民文化団体、NPO、大学、研究機関、産業団体などが一堂に会して舞鶴市の都市活力・魅力の向上を目指して集うプラットフォームを形成しよう。	◎	◎	◎	短

(4) 文化を育てる・支えるしくみをつくる

(条例に基づいた各主体の取組など)

文化の振興を図るためには、文化を育てるしくみづくりが必要です。

市は、文化の公共性に鑑み、文化芸術活動を活性化するための環境や条件の整備、活動の担い手への資金や場、情報等の提供、文化のプロデュースなど、市民の文化活動を効率よく支援するための施策を推進します。

また、文化振興条例に基づき長期的安定的に文化振興施策に取り組み、本計画の実現を図るために、市が実施するさまざまな事業に、広く文化の視点を取り入れるとともに、文化振興審議会において、文化振興に関する事項について調査審議するほか、計画の進行管理を行います。

公共文化施設は、文化活動の場として大きな役割を担っています。総合文化会館や公民館、図書館、資料館などの公共文化施設について、必要な機能や規模など市民のニーズを分析したうえで、施設の再編や更新など適正な施設の管理・運営を進めていきます。

そして、なにより、文化活動の主役は市民であることから、市民自らが文化を牽引し、支援していく姿勢を示すことが大切となります。

施策の方向（取組み例）	主体			時期
	民	協	市	
・舞鶴市の文化全体を把握し、評価、アドバイスできる機関の設置を検討しよう。	○	◎	◎	短
・市民文化ファンドの創出を検討しよう。	◎	△	△	長
・文化情報センターや文化芸術をプロデュースする組織（文化の中間支援機能）の創出を検討しよう。	◎	○	○	短
・文化プロデューサー、キュレーター（学芸員）を育てよう。	◎	○	◎	中
・企業・事業者も、文化の力で社会に貢献しよう（文化のスポンサーに）。	◎	△	△	中
・文化芸術分野の市民活動を育成または支援するための助成制度のあり方を見直そう。	○	◎	◎	短
・文化振興政策の評価の仕組みを検討・確立し、文化振興政策の推進を図ろう。	○	◎	◎	中
・既存の公共文化施設を使いこなそう。	◎	◎	○	短
・公立文化施設の管理者または運営主体としての役割を果たそう。	○	△	◎	短
・誰もが使いやすい文化施設にしよう（ユニバーサルデザイン、託児の充実、移動手段、駐車場など）。	△	○	◎	中
・市全体の文化の状況を把握し、市民文化の振興に努めよう。	○	△	◎	短

(5) まちづくりに文化を活かす(美しく活力に満ちた都市の創造)

まちの魅力は、美しい景観だけでなく、歴史の積み重ねの中でまちを作りあげてきた住民の息遣いを感じられるところにあります。そこには、次の世代にまちを継承してきた先人の営みがあり、節目節目に、地域特有の文化が大きな役割を果たしてきたに違いありません。

文化と産業は、古くから密接な関係があり、まちの伝統的産業は今日まで地域や文化を支えてきました。まちづくりに文化を活かし、文化に関わる産業を振興することは、まちづくりにとって大切な視点といえます。

産業のひとつである観光は、観光資源の組み合わせによる「物語」が人を惹きつけます。本市は貴重な歴史的資産を有しています。また、本市には、海と山、川という豊かな自然が多く残っています。これらの地域資源の積極的な保全を図るとともに、これらの地域資源を活かしたまちづくりを進め、観光振興につなげます。

また、日々の生活に文化芸術を取り入れることで、日常生活は豊かになり、生活空間の質が向上します。

まちづくりに文化を活かす取組は、まちの魅力を高めるうえでとても大切です。文化の視点をまちづくりに採り入れ、都市の美しさ、住み心地の良さを大切にしたい、文化を基軸とする都市づくりを促進します。

施策の方向（取組み例）	主体			時期
	民	協	市	
・文化を都市ビジョンの基礎に置こう。	○	○	◎	短
・文化の視点を大切にしたい都市計画としよう。	○	○	◎	長
・住み続けたい魅力的な「美しいまちづくり」を推進しよう。	◎	○	◎	長
・ユニバーサルデザインに基づいた、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを進めよう。	◎	◎	◎	中
・文化に関わる産業（メディア、印刷、デザイン、広告、情報、ファッション）を育成しよう。	◎	△	○	長
・さまざまな産業において、文化の薫りを加味することで付加価値を高めよう（製品のデザイン、イメージ、ブランド、マーケティング、商業施設の色・デザインなど）。	◎	△	△	長
・舞鶴を素材とした文化芸術作品の創作や観光イベントを開始し観光振興につなげよう。	○	○	◎	長
・舞鶴の食文化を活用した観光や、食のブランド化をさらに進めよう。	◎	○	○	中
・自然環境保全活動に携わる団体を支援し、活動に参加しよう。	◎	◎	◎	短
・自然環境保全のための仕組み（制度）を作ろう。	△	○	◎	長
・日常の生活空間に文化的要素を取り入れ、文化芸術を楽しもう。	◎	△	△	中

(6) 舞鶴らしい文化を発信する（地域資源を継承し育むなど）

舞鶴らしさについて語り合うことは、自らが住むまちに愛着を感じ、誇りをもつことにつながります。多くの市民が、舞鶴らしさについて考え、共有し、広く発信するとき、まちの魅力は、格段の高まりを見せるに違いありません。

まちの風景やまち並みは、歴史的に形成されてきた文化そのものです。美しいまち、歴史資産の豊かなまちは、住む人にも訪れる人にも魅力あるまちとなることから、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。

また、伝統ある文化を継承することは、舞鶴らしさを守り伝えていくことになります。市内には、各地域で保存、伝承されている伝統芸能や行事などがたくさん残っています。これらの地域資源を共有し、広く発信することにより都市アイデンティティは形成されます。先人が今に伝えてきた地域資源を地域特有の文化として捉え、後世に保存継承していきます。

施策の方向（取組み例）	主体			時期
	民	協	市	
・地域資源の保全と再生、活用と継承のために、記録し、研究しよう。	◎	◎	○	中
・まち歩き、講演会、市民講座などによって、舞鶴の魅力さをさらに研究しよう。	◎	○	○	長
・学校や公民館、家庭など*で「ふるさと学習」に取り組もう。	◎	○	◎	短
・舞鶴らしさを広く共有するために、シンボルをつくろう。	◎	○	○	短
・舞鶴らしさを編集し、発信（物語化、作品化）していこう。	◎	○	◎	中
・舞鶴のさまざまな地域資源をとりまとめ、ブランド化しよう。	◎	◎	○	長
・舞鶴らしい風景・景観を守り、文化的活用を図ろう。	◎	◎	○	長
・子どもの頃から地域資源に触れる機会をつくろう。	◎	◎	○	短
・国内の都市、舞鶴の姉妹都市・友好都市との文化的交流を促進しよう。	◎	○	◎	長

*資料館、図書館、赤れんが博物館、引揚記念館を含む

2 文化振興にあたって重点的に取り組む項目

本市の文化振興を進めていくために、優先的に取り組む事業を次のとおり重点項目として掲げ、市民・事業者、行政がそれぞれ主体となって取り組むよう努めます。

成果指標の基準値は、令和3（2021）年度の実績値とし、目標は計画期間の中間にあたる令和8（2026）年度に設定することとします。

① 文化に触れる機会が少ない人に対するアプローチ強化 [協働]		
文化を創造し享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動を行うことのできるよう、環境の整備に取り組みます。また、文化に触れる機会の少ない、子育て中の親や、障害者、社会的に不利な立場にいる人などが文化活動に参加できるよう、鑑賞や活動の機会の充実を図ります。		
成果指標	基準値 令和3年度	目標値 令和8年度
文化に参加するためのバリアを除く事業数	7件	20件

② 子どもが心豊かに成長できる環境づくり [行政]		
幼い頃から読書や本物の文化に触れることで子どもは豊かな感受性を育むことができます。さまざまな機会をとおして子どもが文化芸術に触れる機会を広げます。		
成果指標	基準値 令和3年度	目標値 令和8年度
アートスタート事業参加者数	152人	200人
アート・プログラム・デリバリー派遣学校数	17校	25校

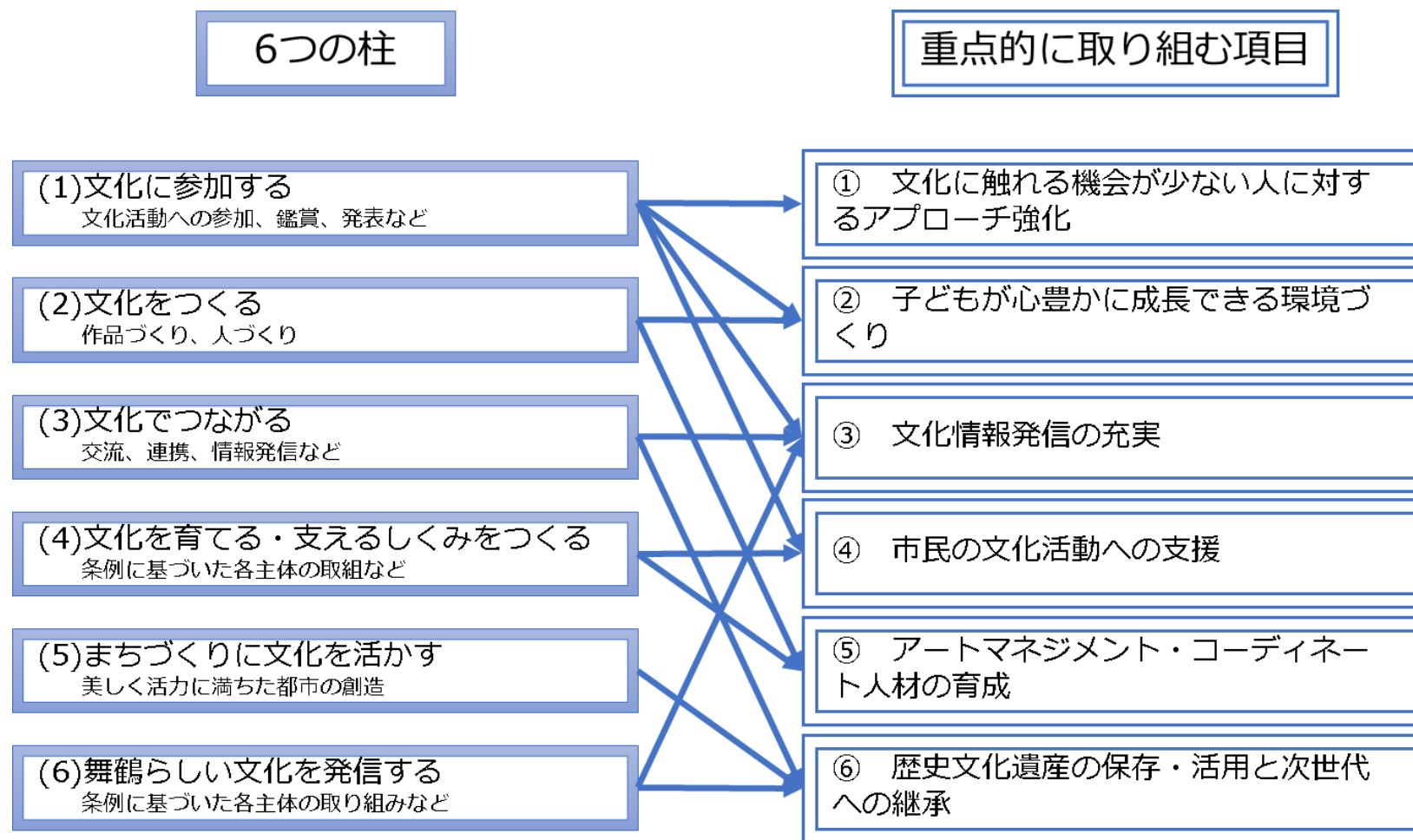
③ 文化情報発信の充実 [協働]		
誰もが文化を享受する機会を広げるため、文化への興味・関心をあまり持たない人も含め、あらゆる人に文化情報を届けることができるよう、さまざまな媒体の活用など文化情報発信機能の充実を図ります。		
成果指標	基準値 令和3年度	目標値 令和8年度
アート事業参加人数	4,582人	10,000人
舞鶴市HP閲覧件数（文化振興課分）	88,571件	100,000件

④ 市民の文化活動への支援		[協働]
文化活動の主役は市民です。市民の文化力を引き出し、向上させることができるよう、文化を創造する場や環境を整えるとともに、市民の文化活動を応援するための助成制度を再構築するなど、市民の文化活動を支援する取組を進めます。		
成果指標	基準値 令和3年度	目標値 令和8年度
地域文化振興補助金交付件数	1件	6件
舞鶴市後援名義使用事業数（文化分野）	21件	30件

⑤ アートマネジメント・コーディネート人材の育成		[協働]
市民の文化活動を活性化させるためには、その活動を支える人材やプラットフォームが重要です。市民・地域と文化をつなぐことのできる人材（プロデューサーなど）の育成を図るとともに、地元から文化芸術をプロデュースする組織（文化の中間支援機能）の創出を検討します。		
成果指標	基準値 令和3年度	目標値 令和8年度
人材育成事業数	0件	1件

⑥ 歴史文化遺産の保存・活用と次世代への継承		[協働]
歴史文化遺産の価値を掘り起こし、次世代へ継承するため、市民や行政が連携を図りながら歴史文化の魅力を活かしたまちづくりを推進します。		
成果指標	基準値 令和3年度	目標値 令和8年度
国・府・市指定等文化財件数（累計）	250件	260件
HPへの祭礼等記録映像掲載数（累計）	9件	15件

図2 文化振興の柱と重点的に取り組む項目の関係



第5章 計画の進行管理

1 計画の推進

本計画の実施にあたり、市民・事業者、行政が「協働」の理念のもと、互いに協力しあい、その実現に向けてともに努力していくため、条例に基づく文化振興審議会において計画的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は文化振興審議会が担い、文化振興政策の評価の仕組みを検討・確立し、進捗状況を検証しながら、必要に応じ事業の改善や計画の見直しを柔軟に行うものとします。

資料編

- 1 舞鶴市文化振興条例及び施行規則
- 2 舞鶴市文化振興審議会委員名簿
- 3 舞鶴市文化振興基本計画策定経過

1 舞鶴市文化振興条例

平成 27 年 12 月 25 日

条例第 38 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 文化振興基本計画(第 7 条)
- 第 3 章 基本的施策(第 8 条—第 17 条)
- 第 4 章 舞鶴市文化振興審議会(第 18 条)
- 第 5 章 雑則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化の振興に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する市の基本的施策を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって市民一人一人の心豊かな生活及び魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 芸術、芸能、生活文化等の文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)が対象とするもののほか、市民が主体となって行う創造的な諸活動の所産をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくはは継承することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 文化の振興に当たっては、文化活動の主体である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、関係機関と連携を図り、市民及び事業者と協働して取り組まなければならない。

3 市は、市の施策を策定し、実施するに当たっては、文化の振興を図る視点を取り入れる

よう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、文化の担い手として、自主的に文化活動を行うことにより、積極的に文化の振興を図る役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民の文化活動に参加し、及び協力する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 文化振興基本計画

第7条 市は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市は、文化振興基本計画を定めるときは、第18条第1項の審議会に諮問するとともに、広く市民の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、文化振興基本計画を変更する場合について準用する。

第3章 基本的施策

(地域文化等の保全等)

第8条 市は、地域で育まれた特色ある文化及び文化財その他の文化的資源を保全し、活用し、継承し、及び発展させるため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動を行う機会の充実)

第9条 市は、広く市民の文化に関する関心及び理解を深めるとともに、市民が文化を創造し、発表し、又は鑑賞する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第10条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子供・若者の文化活動の充実)

第11条 市は、次代を担う子供・若者の文化活動の充実を図るため、文化に触れる機会の提供、子供・若者による文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動の担い手の育成)

第12条 市は、文化活動を行うもの、文化活動の企画・運営を行うもの及び文化施設の管理・運営を行うものの養成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国内及び国外の地域との交流)

第13条 市は、国内及び国外の地域との文化の交流を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成)

第14条 市は、周囲の自然環境及び地域の歴史的な景観と調和のとれた文化的な都市景観

を形成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び発信)

第 15 条 市は、市民及び事業者の文化活動を促進するため、地域に根ざした伝統のある文化、新たに創造された文化その他の多様な文化の情報の収集及び発信について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第 16 条 市は、本市における文化の振興に優れた功績のあるもの及び文化活動で顕著な成果を収めたものの表彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 市は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 舞鶴市文化振興審議会

第 18 条 本市における文化の振興を図るため、舞鶴市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、第 7 条第 2 項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、文化の振興に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。
- 3 審議会は、文化の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- 5 委員は、学識経験者、文化関係団体の構成員、市民、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第 18 条第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 29 年 10 月 4 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市文化振興条例施行規則

平成 27 年 12 月 25 日

規則第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、舞鶴市文化振興条例(平成 27 年条例第 38 号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 舞鶴市文化振興審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民文化環境部文化スポーツ室文化振興課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(舞鶴市の附属機関の構成員及び顧問、参与、嘱託員、調査員等の報酬額及び旅費等級を定める規則の一部改正)

3 舞鶴市の附属機関の構成員及び顧問、参与、嘱託員、調査員等の報酬額及び旅費等級を定める規則(昭和 40 年規則第 29 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 13 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日規則第 21 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 舞鶴市文化振興審議会委員名簿

(第2次計画策定時 敬称略)

	氏 名
委員長	中 川 幾 郎
副委員長	直 田 春 夫
委 員	上 杉 和 央
委 員	浦 岡 雄 介
委 員	江 上 陽 子
委 員	小 森 昌 子
委 員	鈴 木 令 子
委 員	立 道 明 美
委 員	田 中 美 香 子
委 員	福 本 浩 介

3 第2次舞鶴市文化振興基本計画策定経過

《文化振興審議会》

	日程	場所	主な議題
第1回	令和4(2022)年 6月17日(金)	市役所	・次期計画策定について 他
第2回	令和4年10月14日(金)	市役所	・諮問(次期計画策定) 他
第3回	令和4年11月25日(金)	総合文化会館	・次期計画策定について 他
第4回	令和4年12月23日(金)	市役所	・次期計画策定について
第5回	令和5年1月17日(火)	市役所	・答申

《パブリック・コメント》

- ・意見募集期間 令和5(2023)年1月●日～2月●日

【参考】

《舞鶴市文化振興講演会》

令和4(2022)年4月17日(日)

- ・今後の自治体文化政策や舞鶴市の文化振興の方向性について

《次期舞鶴市文化振興基本計画策定に係るワークショップ》

令和4(2022)年8月～9月・全3回開催

- ・文化振興まちづくり ～できていること、すすんでいないこと～
- ・これから、こういうことに取り組もう
- ・これまでのまとめと方向性を決めよう

第2次舞鶴市文化振興基本計画

令和5年4月

舞鶴市市民文化環境部

文化スポーツ室 文化振興課

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

TEL : 0773-66-1019 FAX : 0773-62-9891